

(民事信託契約にともなう信託口座に関する特約)

民事信託契約にともなう信託口座（以下「本口座」といいます。）の利用にあたっては、以下に定めるところによるほかは普通預金取引規定により取り扱うものとします。

1. (信託契約書の内容に変更等があった場合の取り扱い)

信託契約書の内容に変更が生じた場合は、当行にただちに、変更後の信託契約書の原本を提示のうえ、その写しを提出するものとします。変更後の信託契約書の提出が遅れたために生じた損害について、当行はいっさい責任を負いません。

2. (受託者に相続等が発生したことにより本口座を解約する場合の取り扱い)

受託者に相続等が発生したことにより本口座を解約する場合は、前条にて提出をうけた信託契約書の内容にもとづき、本口座に入金された資金の承継者を相手方として手続きをおこないます。本手続きにより生じた損害について、当行はいっさい責任を負いません。

3. (適用条項)

- (1) この特約に定めのない事項については、普通預金取引規定が適用されるものとします。
- (2) 特約の条項と普通預金取引規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。
- (3) 信託契約書の内容の履行は受託者がおこなうものであり、当行は本特約に記載されている事項を除きいっさいの責任を負いません。

4. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上